

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令案について（概要）

厚生労働省保険局国民健康保険課

1. 改正の趣旨

- 市町村が行う国民健康保険の保険料の賦課額に関する基準等について、
 - ・ 保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料負担の軽減を図る観点から、賦課限度額を見直すとともに、
 - ・ 経済動向等を踏まえ、保険料軽減の対象世帯に係る所得判定基準を見直す等、所要の規定の整備を行うため、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「国保令」という。）の一部を改正するもの。

2. 改正の概要

- (1) 保険料の賦課限度額について、以下のとおり改正する。
 - ① 保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を 2 万円引き上げる（国保令第 29 条の 7 第 3 項第 8 号関係）。
 - ② 退職被保険者等に係る保険料の賦課限度額についても①と同様の改正を行う（国保令附則第 4 条第 3 項第 6 号関係）。
- (2) 低所得者に対する保険料の軽減措置について、5 割軽減及び 2 割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を以下のとおり改正する（国保令第 29 条の 7 第 5 項第 1 号及び第 3 号関係）。
 - ① 5 割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を 28.5 万円から 29 万円に改める。
 - ② 2 割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を 52 万円から 53.5 万円に改める。
- (3) 高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定に関し、特例対象被保険者等の属する世帯を対象として設けている特例について、(2) の改正に伴う所要の改正を行う（国保令第 29 条の 3 第 10 項及び第 29 条の 4 の 3 第 6 項関係）。

3. 根拠条項

- 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 57 条の 2 第 2 項（第 57 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 81 条

4. 施行期日等

- 公布日：令和 5 年 1 月下旬（予定）
- 施行期日：令和 5 年 4 月 1 日